尾三消防組合議会議事録 平成30年3月定例会

議長	書記長	書記
		P

招集場所	尼二沙吐士如广全 2 毗詳相			
10 朱 勿 //	尾三消防本部庁舎3階議場 書記長 村瀬周孝			
会 期	自 平成30年3月27日 1日間			
	至 平成30年3月27日			
出席議員数	議員定数12名			
出席議員	1番議員 中川東海 2番議員 舟橋よしえ			
	3番議員 武田治敏 4番議員 下地康夫			
	 5 番 議 員 水 川 淳 6 番 議 員 加 藤 啓 二			
	7 番 議 員 近 藤 鑛 治 8 番 議 員 星 野 靖 江			
	 9 番 議 員			
	 11番 議 員 阿 部 憲 明 12番 議 員 山 内 勝 利			
欠席議員	なし			
説明のために出席した者の職・氏名	管 理 者 小野田賢治 副 管 理 者 萩 野 幸 三			
	 副 管 理 者 川 瀬 雅 喜 消 防 長 安 藤 吉 伸			
	 参 事 光 岡 秀 次 会 計 管 理 者 野々山 尚			
	 次長兼消防課長 石 川 敦 司			
	 次長兼特別消防隊長 小 塚 法 人			
	 指 令 課 長 中 野 一 俊 日進消防署長 蟹 江 栄 吾			
	みよし消防署長 山 田 孝 明 東郷消防署長 成 瀬 正 樹			
職務のため出席し				
た総務課職員の				
職・氏名	総務課主幹加藤憲明			
職務のために出席	書 記 長 村瀬周孝			
した者の職・氏名	書 記 川上良樹			
会議録署名議員 7番議員 近藤鑛治 8番議員 星野靖江				

会議に付した議案及び審議結果

議案番号	議案名		結果	
議案第1号	尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務 協議会の廃止について		案決	
議案第2号	尾三消防組合事務局設置条例		案決	
議案第3号	尾三消防組合行政手続条例		案決	
議案第4号	尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例	原可	案決	
議案第5号	尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	原可	案 決	
議案第6号	尾三消防組合手数料条例の一部を改正する条例	原可	案決	
議案第7号	尾三消防組合個人情報保護条例等の一部を改正する 条例	原可	案決	
議案第8号	消防事務統合に伴う尾三消防組合の関係条例の整備 に関する条例	原可	案決	
議案第9号	平成29年度尾三消防組合一般会計補正予算(第3号)	原可	案決	
議案第 10 号	平成30年度尾三消防組合一般会計予算	原可	案決	
議案第 11 号	監査委員の選任について	原可	案決	
議員提出 議案第1号	尾三消防組合議会運営委員会条例の一部を改正する 条例	原可	案決	

平成30年3月尾三消防組合議会定例会議事録

下記議案議決のため、平成30年3月27日午前9時から尾三消防組合議会定例会が尾三消防本部庁舎3階議場に招集された。

議事日程

日程第1 議会運営委員会委員長報告

日程第2 管理者あいさつ

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 一般質問

日程第6 議案第1号

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協

議会の廃止について

日程第7 議案第2号

尾三消防組合事務局設置条例

日程第8 議案第3号

尾三消防組合行政手続条例

日程第9 議案第4号

尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例

日程第10 議案第5号

尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第6号

尾三消防組合手数料条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第7号

尾三消防組合個人情報保護条例等の一部を改正する条 例

日程第13 議案第8号

消防事務統合に伴う尾三消防組合の関係条例の整備に

関する条例

日程第14 議案第9号

平成29年度尾三消防組合一般会計補正予算(第3号)

日程第15 議案第10号

平成30年度尾三消防組合一般会計予算

日程第16 議案第11号

監査委員の選任について

日程第17 議員提出議案第1号

尾三消防組合議会運営委員会条例の一部を改正する条

例

日程第18 管理者あいさつ

出席議員(12名)

番 議 員 中川東海議員 2 番 議 員 舟橋よしえ議員 1 番議員 武田治敏議員 番 議員 下地康夫議員 3 4 加藤啓二議員 番 議 員 水川 淳議員 6 番 議員 5 近藤鑛治議員 星野靖江議員 7 番議員 8 番 議員 加藤芳文議員 10番議員 水野隆市議員 番議員 9 阿部憲明議員 12番議員 山内勝利議員 11番議員

説明のために出席した者の職・氏名(14名)

管 者 小野田賢治君 副管理者 萩野幸三君 理 者 川瀬雅喜君 安藤吉伸君 副管理 消 防 長 事光岡秀次君 野々山 尚君 会計管理者 次長兼消防課長 石川敦司君 近藤信之君 次長兼予防課長 次長兼特別消防隊長 小塚法人君 総 務 課 長 伊豆原正人君 指 令 課 長 中野一俊君 日進消防署長 蟹江栄吾君 みよし消防署長 山田孝明君 東郷消防署長 成瀬正樹君

職務のため出席した総務課職員の職・氏名(2名)

総務課専門監 村瀬昭二君

総 務 課 主 幹 加藤憲明君

職務のため出席した者の職・氏名(2名)

書 記 長 村瀬周孝君

書 記 川上良樹君

「開会のベル」

●書記長(村瀬周孝)

ご起立を、お願いいたします。

一同、礼。ご着席ください。

議長開会あいさつ

◎議 長(山内勝利)

平成30年3月尾三消防組合議会定例会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末の公私とも極めてご多用のところ、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出されております議案は、「議案第1号」から「議案第1 1号」、また、「議員提出議案第1号」の12議案であります。

特に今回は豊明市、長久手市の広域化関連の議事も多くあります。

議員の皆様方には、提案されました議案を慎重にご審議いただきますよう、 お願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

午前9時01分開議

◎議 長(山内勝利)

現在の出席議員数は12名です。

よって、平成30年3月尾三消防組合議会定例会は成立しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしました日程表のとおりでございます。これより本日の日程に入ります。

日程第1、議会運営委員会委員長報告。

議会運営委員会委員長8番、星野靖江議員。

◇議会運営委員会委員長(星野靖江)

8番、星野。

平成30年3月19日に開催いたしました議会運営委員会の審議の結果について報告いたします。

本委員会は、委員6名と管理者をはじめ、議長及び副議長、関係職員の出席 のもと開催いたしました。

協議事項は、平成30年3月尾三消防組合議会定例会についてでございます。 定例会の会期は、本日、平成30年3月27日、1日とすること。

また、会議録署名議員は、議長から指名することとし、議事日程のとおり、 一般質問、提出議案の説明、議案質疑の答弁、採決を行い、最後に管理者のあ いさつをいただき、閉会とすることで、委員会は終了いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

日程第2、管理者あいさつ。 小野田管理者。

○管理者(小野田賢治)

管理者、小野田。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成30年3月尾三消防組合議会定例会を招集しましたところ、 議員各位並びに関係諸氏には、公私とも何かとご多用の中ご参集賜り、心から 厚くお礼申し上げます。

本日、定例会に提出いたします議案は、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会の廃止、条例の新制定が2議案、条例の一部改正が5議案、平成29年度尾三消防組合一般会計補正予算(第3号)と、平成30年度尾三消防組合一般会計予算、そして監査委員の選任について、また、議員提出議案の尾三消防組合議会運営委員会条例の一部改正を併せまして、計12議案でございます。

どうか慎重にご審議を賜りまして、原案どおり議決いただきますようお願い 申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から7番、近藤鑛治議員。8番、星野靖江議員。以上、お二人を今回の会議録署名議員に指名いたします。

◎議 長(山内勝利)

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議 長(山内勝利)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎議 長(山内勝利)

日程第5、一般質問を行います。

お諮りします。

質問時間は、15分以内とし、質問回数は、制限ないものとします。

また、関連質問は認めないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議 長(山内勝利)

異議なしと認めます。

よって、質問時間は、15分以内とし、質問回数は、制限ないものといたします。

また、関連質問は認めないことに決定しました。

◎議 長(山内勝利)

それでは、通告受付順により、発言を許します。

9番加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

9番加藤芳文。

2項目届けてありますので、順番に質問します。

まず1点目は消防広域化後の尾三消防組合の職員体制についてです。

豊明市と長久手市を加えた、広域化された尾三消防組合が4月1日からいよいよ動き出します。みよし市の3月議会前に開かれた全員協議会で、消防広域化後の当面の動きの説明がありました。その際に資料が出されましたので、資料を基に以下質問します。

職員数について、広域化前の341人から広域化時に335人とし6人減を 予定。また広域化後3年間で配置人員の平準化、効率化により合計9人の削減 が可能とあります。

まず1点目ですが、広域化初年度と3年目の消防本部、日進消防署、みよし消防署、東郷消防署、豊明消防署、長久手消防署の配置人数と職務部門の予定はどのようになっているか。29年度と比べてどの部門を今後強化する考えなのか。また、現在の尾三消防組合と豊明消防署、長久手消防署間の人事異動は、どの程度行っていく予定かお伺いします。

◎議 長(山内勝利)

ただ今の質問に対する答弁者。

安藤消防長。

○消防長(安藤吉伸)

消防長、安藤。

消防広域化後の尾三消防組合の職員体制についてお答えいたします。

広域化初年度の職員配置につきましては、消防本部の事務部門が、指令を含めまして53名、特別消防隊31名、日進消防署42名、日進消防署西出張所13名、みよし消防署36名、みよし消防署南出張所13名、東郷消防署35名、豊明消防署45名、豊明消防署南部出張所13名、長久手消防署53名の人員配置となります。なお、各消防署につきましては予防課の職員が含まれています。

広域化後3年目の職員配置につきましては、短期の計画によりますと、消防本部の事務部門が、指令を含めまして52名、特別消防隊35名、日進消防署45名、日進消防署西出張所13名、みよし消防署36名、みよし消防署南出

張所13名、東郷消防署35名、豊明消防署45名、豊明消防署南部出張所13名、長久手消防署45名の人員配置となり、消防力の平準化を図るものです。 なお、広域化初年度同様に各消防署につきましては、予防課の職員が含まれています。

広域化前と比較いたしまして、現場の指揮体制の強化、予防部門の強化、日 進消防署の救急隊を2隊体制といたしまして、広域化後の管内北部地域の救急 需要に対する強化を図るものです。

初年度における職員の異動につきましては、住民サービスを最優先と考え、 地理・水利の不案内による現場活動への影響を考慮し、最小限の異動といたし ます。

職員の配置計画につきましては、平成30年度に策定されます、第8次尾三消防組合消防力整備計画が出来るまでの暫定的な短期計画となります。

なお、消防力整備計画とは、庁舎等の整備方針、職員の定員管理、職員配置、 消防車両等の更新計画及び職員研修等の基本方針を示す、10カ年の長期計画 となります。現在策定されています、第7次尾三消防組合消防力整備計画は、 平成21年度から平成30年度までとなっており、第8次尾三消防組合消防力 整備計画につきましては、平成31年度から平成40年度までの長期計画となります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

2点目です。

3年間で9人の職員削減が可能とあるが、体力を使う消防救急業務では職員 の世代間の均衡も大切だと思います。今後の新規職員採用に対する基本的考え 方はどのようかお答えください。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

広域化後の採用計画につきましても、第8次消防力整備計画の中で決定されるものでありますが、当面の計画につきましては、退職者補充を基本とし、各年度による採用の偏りがないような計画とするものです。

なお、短期の計画における、広域化後3年間での人員削減につきましては、 事務部門の効率化によるものです。

以上で答弁とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

構成市町と組織のガバナンス強化のため、管理者直轄の事務局を設置し、5 市町の首長で構成する協議会と、職員で構成する会議体を組織するとあります。 そこでお伺いしますが、構成市町の首長で組織する協議会と、平成30年度 組合日程表にある正副管理者とは別のものか。協議会は年何回ほど開催し、想 定する主要な協議テーマはどんなものでしょうか。

◎議 長(山内勝利)

光岡参事。

○参事(光岡秀次)

参事、光岡。

現在の正副管理者会議につきましては、通例として、尾三消防組合議会定例会の前に開催し、主に定例会に提出する議案の説明や報告を行っており、広域化後につきましても同様に開催するものです。

広域化後に組織されます協議会につきましては、正副管理者会議とは別の扱いとなり、構成市町による消防組合の運営に関する統制機能を果たすための組織となります。

協議会において協議する事項につきましては、消防力整備計画、重要人事、 大規模予算等の消防組合や消防本部としての重要事項を想定しており、開催に つきましては不定期で、必要に応じて開催することとしております。 以上、答弁とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

新たに人事・企画・財政・消防担当の部課長会議を組織するとあるが、年間 開催数と協議テーマは何か。また、委員として各市町の代表も加わるのかお聞 かせください。

◎議 長(山内勝利)

光岡参事。

○参事(光岡秀次)

参事、光岡。

部課長会議につきましては、先ほどご説明いたしました協議会の下部組織となり、協議会に提案する協議事項を事前に協議調整するものです。

協議事項につきましては協議会と同様で、組合や本部の重要事項となり、開催につきましては不定期で、必要に応じて開催することとなります。

また、委員といたしましては、各市町の代表が加わるものではなく、必要に 応じて人事・財政・企画・消防の協議調整に必要となる部門の実務担当職員と なります。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

それでは2点目の質問に移ります。

2点目の質問は、消防救急デジタル無線の談合事件とその後の対応です。

同じ題での3回目の質問になるが、事件の概略は次のとおりです。尾三消防組合は平成24年から25年にかけて、消防救急デジタル無線を導入したが、そのときの消防救急デジタル無線施設整備事業で談合が行われていた。事業の請負金額は2億7300万円、請負率99.8%で、請負契約者は沖電気工業

の特約店である東海通信工業であった。なお、東海通信工業は現在、TTKと呼ばれています。昨年2月に公正取引委員会は、消防救急デジタル無線導入において全国規模で談合があったことを公表し、沖電気工業も談合を認めています。

消防庁は談合事件を受け、全国の自治体に損害賠償金の請求と国庫補助金の返還等を行うよう指示しています。また、沖電気工業も尾三消防組合の直接の契約者は東海通信工業、現在はTTKであるが、損害賠償請求等は自社に直接行うようと話している。

本件契約時の尾三消防組合工事請負約款は、談合その他不正行為に係る賠償金の支払いについて、第46条の2第1項で賠償金として乙、この場合沖電気工業ですが、賠償金として契約金額の10分の1に相当する額を甲、尾三消防組合に指定する期限までに支払わなければならないと定めています。さらに第2項は、前項の規定にかかわらず、甲は甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分について賠償を請求することができると定めています。

そこでお伺いしますが、先の12月議会の一般質問後、消防救急デジタル無線の談合事件について、尾三消防組合で新たな動きはあったか。消防庁から何らかの指示があったか。

◎議 長(山内勝利)

安藤消防長

○消防長(安藤吉伸)

消防長、安藤。

消防救急デジタル無線の談合事件とその後の対応について、ご説明させてい ただきます。

沖電気工業株式会社に対して、契約約款に基づく賠償金を請求した際の支払いに関する意向確認について、平成30年2月9日付けで文書を送付しており、 平成30年3月7日に回答を受理しております。

その内容につきましては、「尾三消防組合工事請負契約約款は、貴組合と東海 通信工業株式会社(現株式会社TTK)との間で締結された工事請負契約が依 拠している約款であります。本件契約の内容は、契約の当事者ではない弊社を 拘束するものではなく、弊社が、尾三消防組合工事請負契約約款に基づく貴組 合の賠償金ご請求に対応することは、難しいと考えております。」との回答でご ざいました。

公正取引委員会からは代理店も含めた納入予定メーカーの決定があったとされております。今後につきましては、沖電気工業株式会社のみならず、契約業者である株式会社TTKとの直接交渉も視野に入れ、顧問弁護士と相談をしながら、賠償金請求事務を検討してまいります。

なお、現時点におけます消防庁からの具体的な指示につきましては、いただいておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

沖電気工業は、平成29年5月24日に尾三消防組合管理者に対し、「公正取引委員会の排除措置命令に基づく対応につきまして」と題する文書を送付し、消防救急デジタル無線に係る談合を認めたうえで、「本件に関する今後の対応につきましては、文書の発信元である当社にお問い合わせください」と述べている。

この文書の意味は、私が昨年9月議会で行った一般質問に対する当局の答弁 「損害賠償請求等は、株式会社TTKでなく沖電気工業にしてくれ」の意味で はなかったのか。沖電気工業の談合問題に対する姿勢が変わったのは何時頃か らなのかお伺いします。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

議員のおっしゃるとおり、私ども組合も議員と同じ見解でございましたが、 沖電気工業株式会社の見解とは相違がございました。談合問題に対する姿勢が 変わったのかどうかは不明でございますが、今後につきましては、この件も踏 まえまして顧問弁護士に相談し、賠償金請求事務を検討してまいります。 以上、答弁とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

最近、岐阜県内の7消防本部に対し、損害賠償金の支払いを求める住民監査請求書が一斉に提出されています。7消防本部の消防救急デジタル無線は、いずれも沖電気工業か、その代理店により導入されたものであり、請求者は各消防本部が賠償請求しなければ、住民訴訟に踏み切ると話している。なお、談合による賠償金の額は、消防本部により契約金額の10分の1と10分の2の場合があるが、いずれの住民監査請求書も10分の2の賠償金を求めている。

なお、最近の新聞報道によると、7消防本部のうち1つは既に損害賠償請求 をして、沖電気工業も損害賠償金を支払うと新聞報道もありました。

そこでお伺いしますが、尾三消防組合として沖電気工業に契約金額の10分の2の損害賠償請求を行うべきではないか。それが現時点で難しいならば、一旦10分の1の損害賠償請求をしたうえで、残りの10分の1は今後他の判例等を参考にし、請求権を留保したらどうか。こう思いますが、組合の考え方はいかがか。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

議員のおっしゃるとおり、現在の社会情勢等を鑑みますと契約金額の10分の2に相当する額を請求すべきところではございますが、消防救急デジタル無線契約当時の契約約款に基づき、まずは契約金額の10分の1に相当する額の請求を考えております。今後、示されます総務省消防庁と法務省とで検討いただいた損害額算定方法に基づき算出されました額とを比較いたしまして、実際の損害額が賠償金の額を超える場合には顧問弁護士と相談し、賠償金請求方法を検討してまいります。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

再質問しますが、株式会社TTKは、公正取引委員会が行った排除措置命令 及び課徴金納付命令の名宛人です。

沖電気工業の代理店として消防救急デジタル無線の工事を落札している。公 正取引委員会の認定によれば、「入札等において落札すべき価格は、代理店等に 落札させる場合には当該代理店と相談し決定する。」とあり、株式会社TTKが 談合に関与したことは明らかです。

また、株式会社TTKは不法行為による損害賠償として、本件談合により尾 三消防組合が被った損害を賠償する責任と義務があります。また、沖電気工業 も排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人であり、談合の当事者として独占 禁止法の違反行為を行っていた者です。したがって沖電気工業は、株式会社T TKと尾三消防組合に対し共同不法行為を行っており、沖電気工業は尾三消防 組合が被った損害を賠償する責任と義務があります。

今後、両社に対し答弁にあった方向での損害賠償請求を早急に行ってほしい と考えています。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

今後につきましては、公正取引委員会からの情報提供を受け、当消防組合同様、代理店と契約し損害賠償請求に苦慮している消防本部の意向を確認するなど情報を収集するとともに、顧問弁護士に相談しながら損害賠償請求事務を検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

以上で加藤芳文議員の一般質問を終わります。 次に2番、舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

2番、舟橋よしえ。

それでは、今定例会でも3つの項目について一般質問をさせていただきます。 通告致しました質問は項目ごとにまとめて行いますので、答弁についてもその ように対応くださいますようお願いいたします。

1番目の質問項目は、NET119緊急通報システムについてです。聴覚や発語に障がいがある方にとって、このシステムは大変有効なシステムであることは言うまでもありません。今はスマホなどのGPS機能によって、外出先でも素早く自分のいるところを消防に伝えられるとお聞きしました。私自身は、Web119は知っていましたが、119の前のアルファベットがWebからNETに代わっていることを知ったのは、つい最近のことです。そこで、聴覚に障がいのある方や言葉をうまく発せられない人の中にも、私のような人がいるかもしれないと思い、まずは2点お聞きします。

1点目、尾三消防本部では、昨年3月にNET119を導入されておられますが、NET119の前のWeb119を含め、本システムを導入することとした経緯とNET119導入後の状況についてお聞かせください。

2点目、NET119がより有効に活用されるための取り組みはどのようで しょうか。お答えください。

◎議 長(山内勝利)

答弁者、安藤消防長。

○消防長(安藤吉伸)

消防長、安藤。

平成25年度から、電話による緊急通報をすることが困難な聴覚や言語に障がいのある方からの通報手段として「緊急通報Web119システム」を導入いたしました。

導入元の株式会社ドーンとは、平成27年度から平成31年度末までの5年間契約しております。平成28年度に「緊急通報Web119システム」の後継システムとして、通報方法が簡素化された「NET119緊急通報システム」が開発され、サービスが提供されたことに伴い、平成29年3月11日から「NET119緊急通報システム」につきましても、登録者限定で併用することができるようになりました。

利用にあたっては、利用者登録が必要なため、昨年度に引き続き、本年度も 2月10日、11日に5市町合同で説明・登録会を開催させていただいており ます。

導入後1年間の状況につきましては、救急要請1名、誤操作1名の計2名の 方が利用されています。

次に2点目の有効活用のための取り組みについては、総務省が提唱する全国 どこからでも音声によらない緊急通報ができるシステムの導入目標である平成 32年までに、導入地域相互間の情報伝達、転送方法の確立を向上させるとと もに、説明登録会の開催、利用者登録を目的とした広報活動を充実させてまい ります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

NET119導入後の1年間の活用状況については分かりましたが、Web 119を導入された平成25年度以降についても通報の状況を教えて頂けない でしょうか。年度ごとにお答えください。

◎議 長(山内勝利)

中野指令課長。

○指令課長(中野一俊)

指令課長、中野。

Web119、平成25年度以降の通報状況についてお答えします。

平成25年度のWeb119通報は2件で、2件とも要請により救急車が出動しております。

平成26、27年度のWeb119通報はございませんでした。

平成28年度のWeb119通報は1件で、要請により救急車が出動しております。

また、NET119通報は2件ございましたが、誤操作のため出動はしておりません。

平成29年度につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。

◎議 長(山内勝利)舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

2月10日、11日にこのシステムの説明・登録会を開催されたということですが、これには何名の参加があったのでしょうか。5市町の自治体別に人数をお聞かせください。また、参加された方全員が登録をされたのでしょうか。そして、現在までの登録数はどれだけなのでしょうか。Web119登録者数、NET119登録者数、合計人数を5市町の自治体別にそれぞれお答えください。

◎議 長(山内勝利)

中野指令課長。

○指令課長(中野一俊)

指令課長、中野。

説明・登録会の参加者数、登録者についてお答えします。

2月10日は、新規登録者9名、Web119からの移行者2名、説明参加だけの方は1名の計12名でございました。

2月11日は、新規登録者3名、Web119からの移行者5名、説明参加だけの方は1名の計9名の参加がございました。

参加者合計は、21名で市町別の内訳は、日進市7名、みよし市8名、豊明市1名、長久手市3名、東郷町の参加者はございませんでした。説明だけを聞かれた方は2名で、登録者は19名でございました。

現在の登録者数について市町別にお答えします。

本年3月13日現在、NET119登録者は、日進市15名、みよし市25名、東郷町9名、豊明市7名、長久手市12名の計68名です。

Web119登録者は、日進市5名、みよし市5名、東郷町3名、豊明市9名、長久手市4名の計26名でNET119とWeb119の合計登録者は、94名となっています。

◎議 長(山内勝利)舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

尾三消防本部では、来月4月よりWeb119からNET119に切り替えると尾三消防のホームページで読みましたが、現在はどちらでも通報が可能なものが、4月からはWeb119のシステムは使えなくなるということでしょうか。再登録を積極的に進める必要があると思いますが、利用者の皆さんの再登録は進んでいるのでしょうか。

◎議 長(山内勝利)

中野指令課長。

○指令課長(中野一俊)

指令課長、中野。

議員ご指摘のとおり4月からは、NET119緊急通報システムしか使えなくなります。再登録案内をホームページでお知らせするとともに、Web119登録者あての個別案内として、NET119サービス開始からメールでの再登録案内を実施、本年度については電話連絡できるご本人、または関係者に直接連絡させていただいております。

また、説明・登録会開催日に限らず、消防指令センターにおいて対応可能な時間帯を調整し、個別に再登録をしていただきました。

説明・登録会以後、再登録などの案内により9名の方が消防指令センターで 登録を行っていただきました。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

その9名の方は先ほどお答えいただいたNET119登録者68名の中に含まれていると理解してよろしいですよね。気になるのは、Web登録者26名の方々です。今月中若しくは、来月早々に、Web119が使えなくなることからNET119への再登録案内のメール配信等を再度していただくとよいと

考えますが、いかがでしょうか。もう対応等はされているのかお答えください。

◎議 長(山内勝利)

中野指令課長。

○指令課長(中野一俊)

指令課長、中野。

議員ご理解のとおり、9名は、68名に含まれています。

Web119登録者の26名につきましては、システム利用契約先の「株式会社ドーン」とも調整を図りながら、メール再配信などの対応をしてまいります。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

広報活動、周知の徹底は大変大きな課題だと感じますが、最初に消防長にお答えいただきました説明登録会の開催や利用者登録を目的とした広報活動の充実というのは、具体的にどのようなことをされるのでしょうか。

◎議 長(山内勝利)

中野指令課長。

○指令課長(中野一俊)

指令課長、中野。

広報活動についてお答えします。

尾三消防組合としては、構成市町のNET119登録対象者の情報を保有しておりませんので直接的な窓口であります構成市町の福祉関係部局を通じて、説明・登録会開催情報を個別に通知していただく依頼とともに、ホームページを使った開催案内、広報誌を通じた周知を進めてまいります。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

ホームページにつきましては、来年度使いやすく見やすくなると聞いていますので、期待をしたいと思います。一方、広報紙については、来年度から「広報びさん消防」の発行がなくなると聞いております。ご答弁の広報紙を通じた周知というのは、各市町の広報紙ということでよろしいでしょうか。また、説明登録会の開催は、今年度は2月だった訳ですが、年度末に近い2月ではなく、できればもう少し早い時期に開催していただきたいと考えますが、これについてもいかがでしょうか。

◎議 長(山内勝利)

中野指令課長。

○指令課長(中野一俊)

指令課長、中野。

広報紙を通じた周知については、各市町の広報紙でございます。

説明・登録会の開催時期については、福祉部局関係者からの助言もいただき 開催時期の検討をしてまいります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

NET119は聴覚に障害をお持ちの方や、声を上手く出せない方にぜひ知っていただきたい、活用していただきたいシステムですので、各市町の福祉部局との連携が特に重要であると思います。よろしくお願いをいたします。

それからホームページの周知については、埼玉県川口市消防局のホームページには、トップページにNET119のバナーがあり、そこを開くと利用方法や緊急通報の仕方の説明がアニメーションによる画面でとても分かりやすくなっています。是非参考にしていただき、登録者増に結び付けていただきたいと思います。

それでは、次の質問項目に移ります。今年2月に発行されました「広報びさん消防」の記事に、平成29年中の火災・救急統計が掲載されておりました。

その中の救急出動件数が前年よりも大きく増加していると書かれており、大変 気になりました。

そこで、救急車の適正利用という観点から、まずは3点お聞きします。

1点目、救急車の年間出動件数の推移について、過去5年間、平成25年から29年の実績値はどのようでしたでしょうか。

2点目、平成29年の救急出動では、その種別についてはどうだったのかお答えください。そして、救急車の適正利用が進まないと、本当に必要とされる時に現場到着が遅れ、それは救命率に影響が出てくる可能性があります。

3点目の質問として、症状が比較的軽く、交通手段がないからといって、救急車をタクシー代わりに利用することがないように、あるいは、どこの病院へ行けばいいか分からないからといって救急車を利用するようなことがないよう救急車の適正利用のために、尾三消防本部ではどのように取り組まれているのか、お答えください。

◎議 長(山内勝利)

答弁、石川次長。

○次長兼消防課長(石川敦司)

次長兼消防課長、石川。

最初に1点目の救急車の年間出動件数の推移についてお答えします。

平成25年は5,780件、平成26年は5,812件、平成27年に6千件を超えまして6,137件、平成28年は6,079件と若干減少しましたが、平成29年には6,507件と大きく増加しております。また、1日平均にいたしますと平成25年は15.8件、平成26年は15.9件、平成27年は16.8件、平成28年は16.7件、平成29年は17.8件でございます。

次に2点目の平成29年中の救急出動種別といたしましては、急病が4,250件、一般負傷956件、交通566件、以上の3つの種別が出動件数の大半を占めております。

このうち救急搬送された人数の傷病程度割合につきましては、入院の必要がない軽症が49.4%、入院が1か月未満の中程度が44.2%と全体の90%以上を占めております。また、死亡または1か月以上入院の重症が6.4%となっております。

3点目の救急車適正利用の取り組みとしましては、救急車でのステッカー表

示、幟の掲揚、各イベントでの広報、また当消防本部ホームページに掲載しP Rしております。

以上でございます。

◎議長(山内勝利)舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

救急車の1日平均の出動件数が前年に比べて1.1件増えていることに改めて驚きます。1年で428件増加したことの要因としてはどのようなことが考えられるのでしょうか。

また、救急搬送された人の約半数が軽症ということですが、適正利用という 観点で捉えた場合、好ましくない、本来なら救急を呼ばなくてもよいと思われ るような利用の件数は増加しているのでしょうか。

◎議 長(山内勝利)

石川次長。

○次長兼消防課長(石川敦司)

救急車の出動件数増加の要因ですが、平成28年と平成29年を比較しますと、65歳以上の搬送人数が大きく増加しており389人増となっております。この増加が主な要因と考えられます。

次に救急車の利用内容につきまして、不適切と思われる利用が増加したかは 不明であります。119番通報時に適正か不適正かを判断することは困難であ りますので、救急車の要請があれば全てに出動し対応しております。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

高齢者の搬送が非常に増えているというのは全国的な傾向と聞いております。 119番を受けた時に適正かどうかを判断することはできないと思いますが、 結果としてどうであったかを、その統計をとられているかと思ってお聞きした のですが、それは不明ということですので、分かりました。

救急車の適正利用の取り組みは、今のままでは不十分ではないかと思います。 今以上に積極的に取り組んでいただきたいと考えます。それは、好ましくない 利用の抑制とともに、緊急性を要する症状かどうかを見極め、必要な時には迷 わず救急車を呼ぶ判断を私たち住民が身に付けることが何より重要であると考 えます。高齢者に利用が増えているということからも、消防庁が作っている高 齢者版「救急車利用リーフレット」などを活用して、緊急性が高いと捉えるべ き症状の理解を促すことや、スマホ用全国版救急受診アプリ「Q助」も広く活 用されるよう取り組んではいかがかと考えます。この点について、まずはホー ムページから取り組んでいただくよう求めますがいかがでしょうか。

◎議 長(山内勝利)

石川次長。

○次長兼消防課長 (石川敦司)

次長兼消防課長、石川。

来年度から尾三消防本部のホームページを全面改訂する予定でございます。

救急車の適正利用に関しましては、ホームページのトップ画面にメニュー表示し、そこから総務省消防庁が提供する「救急お役立ちポータルサイト」の各掲示物、また愛知県の事業であります「愛知県救急医療情報システム」などに簡単にアクセスできるようにしてまいります。また、このような情報は各イベント等を活用し積極的に啓発してまいります。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

尾三消防のホームページがどのように生まれ変わるのか、楽しみにしておりますのでよろしくお願いします。

また、スマホ用救急アプリ「Q助」の周知には、5市町の母子保健を担当する課を通じて第1子の保護者には、確実にこの情報が伝わるよう連携をお願い

します。

続いて、3つ目の質問項目に移ります。昨年12月定例会での私の一般質問から、現在の尾三消防本部の債務も基金も4月からの新組織に引き継がないことは明らかになりましたが、新年度、基金をどうするのかという点については、検討中ということで明確なご答弁がありませんでした。

そこで改めて2点お聞きします。

基金の取り扱いについてはどのように決まったのでしょうか。そして、債務 については、平成30年度以降どのようになるのでしょうか、お答えください。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

1点目の広域化前の基金と債務について、ご説明させていただきます。

まず基金の扱いにつきましては、平成30年2月に開催いたしました構成市 町消防担当部長・課長会議の中で、尾三消防組合財政調整基金の設置及び管理 に関する条例第7条の規定に基づく積立金の処分方法についてご検討いただき ましたが、結論には至っておりません。当消防組合といたしましては、今後も 現構成市町と検討を重ね、平成29年度決算額確定後に精算したいと考えてお ります。

次に、債務の扱いでございますが、平成30年度以降の歳出予算に係る公債 費額につきましては、現構成市町にのみご負担いただくこととなります。予算 書におきまして、分担金の説明欄に公債費分を追加し、明確にさせていただい ております。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

基金については、29年度一般会計補正予算第3号で財政調整基金繰入金の 減額がありますので、補正後の基金残高は1億6,902万8,629円にな ろうかと思います。違っていたら、訂正ください。これに対して、平成30年度末の3市町で負担する債務残高見込みが1億9,957万8,815円ですので、その差額は3,055万186円です。この金額であれば、毎年度の繰越金から考えて、おそらくは平成29年度の決算繰越金に収まるだろうと思われます。ということは、平成29年度決算確定後に基金全額と繰越金を用いて30年度末には債務をゼロとするお考えなのでしょうか。この問題は、3市町の議員で構成する今定例会においてどうするのかを示していただきたいです。来年度、豊明市と長久手市の議員さんも加わる議会で質問したくはありません。結論がでていなくとも、方針は決まっているのではないかと考えます。どのような検討がなされ、懸案事項があるのであればそれは何なのか、前定例会と同じ検討中という答弁ではなく、私たち議員がある程度納得のできる答弁をよろしくお願いします。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

財政調整基金につきましては、精算することは決定されております。

しかしながら、精算方法については現在も構成市町においてご検討をいただいているところでございます。

当消防組合といたしましては、精算の方法について構成市町に委ねておりますので、ご検討いただきました結果に基づき精算させていただきます。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

この問題は、構成市町に委ねているからということでお答えいただけないの は非常に残念です。

最後にあと一つ質問をさせてください。私が基金のことを繰り返し聞いているのは、広域化となる平成30年度の財政調整基金はゼロでスタートしても大

丈夫なのかという点です。予備費は前年度より100万円増の500万円の計上ですが、予算規模が1.5倍以上になっているのに、この額で大丈夫なのか。 いざという時に使える財源の確保についてはどのように考えておられるのかお 聞かせください。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

当組合の運営にかかる経費の大部分は、構成市町からの分担金でございます。 各年度の積み上げによる基金の精算方法は、当組合で決定すべきものではなく、 これまでご負担いただいた構成市町でお決めいただくものと考えており、「構成 市町に委ねております。」との答弁にご理解いただきますようお願いいたします。

基金清算後の緊急事業に係る費用の財源確保につきましては、平成30年度においては、補正予算対応しかございません。

部長・課長会議や正副管理者会議の中で事業に関する必要性を十分ご説明させていただき、ご理解を得たいと考えております。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

基金の精算方法については、先月開かれた構成市町消防担当部長・課長会議で検討したけれども、結論が出ていないとのご答弁がございました。

尾三消防本部はこの会議の事務局を務めておられるのでしょうから、この会議でどのような議論がなされたのか、お聞かせをいただきたかったのですが、それも叶わないようですので、今年度決算額確定後にどのように決まったのかについて、十分な説明をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

◎議 長(山内勝利)

以上で舟橋議員の一般質問を終わります。

日程第6、議案第1号「尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務 協議会の廃止について」を議題とします。

議案の説明を求めます。

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

議案第1号「尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会の廃 止について」をご説明いたします。

消防広域化に伴い、豊明市及び長久手市が加わり、尾三消防組合となることから、協議会を廃止するもので、地方自治法第252条の6の規定に基づき、議会に上程するものでございます。

以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

ありがとうございました。

議案第1号については、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第1号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第1号「尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会の廃 止について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員(起立全員)

◎議 長(山内勝利)

起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議 長(山内勝利)

日程第7、議案第2号「尾三消防組合事務局設置条例」を議題とします。

議案の説明を求めます。

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

議案第2号「事務局設置条例」についてご説明いたします。

広域化に伴い、管理者の権限に属する事務を分掌させる事務局を設けるため、 地方自治法第158条第1項、内部組織の規定に基づき、尾三消防組合事務局 設置条例を制定するものでございます。

内容は、事務局の設置について規定し、この条例に定めるもののほか、必要な事項については、規則で定めるよう委任するものでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

これより、議案第2号に対する質疑を許します。

お諮りします。

質問時間は、15分以内とし、質問回数は、制限ないものとします。また、 関連質問は認めないこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

◇各議員(異議なし)

◎議 長(山内勝利)

異議なしと認めます。

よって、質問時間は、15分以内とし、質問回数は、制限ないものとします。また、関連質問は認めないことに決定しました。

◎議 長(山内勝利)

質疑を許します。

11番、阿部憲明議員。

◇阿部憲明議員

11番、阿部憲明。

尾三消防組合の広域化に伴い、この2号議案は新たな組織編成に変更と認識

しています。

尾三消防組合に事務局を新たに設置するとのことでありますが、この必要性は何か。

また、管理者の直下に置くと管理者の負担が大きくなるのではないかという ことを危惧いたします。

この点についてお伺いします。

◎議 長(山内勝利)

答弁、伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

尾三消防組合に事務局設置の必要性につきましては、尾三消防組合・豊明市・ 長久手市広域消防運営計画で、「外部による統制強化」を示しております。

消防組合の運営に関する行政統制機能を十分に果たすため、消防組合に管理 者直轄の事務局を設置するものでございます。

事務局には、事務局長、総務課長、人事担当課長補佐、財務担当課長補佐の職に構成市町の行政経験豊富な職員の派遣をいただき、消防本部から5名の派遣を加えた計9名の体制となります。

また、構成市町の首長で構成する「協議会」を新たに設置し、消防力整備計画、職員定数、人事及び大規模予算の協議を行うこととなります。

さらに「協議会」の協議事項について検討調整を行うため、構成市町の担当 部局の部長・課長で組織する「担当部長・課長会議」を設置し、組合運営に対 するガバナンスを確固としたものにいたしますので、管理者の負担が大きくな るものではございません。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

阿部憲明議員。

◇阿部憲明議員

この条例の中身を確認しますと、第2条でその他必要な事項については、規 則で定めるとありますが、この規則にはどのような内容を規定しているのかお 伺いいたします。

◎議 長(山内勝利)伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

規則で定める内容につきましては、「趣旨」「課及び係の設置」「事務分掌」「職名と職務」「委任」を規定いたします。

なお、現消防本部総務課の業務を事務局総務課へ引き継ぐこととなりますが、 組織が大きくなることから、現消防本部総務課の人事庶務係を事務局総務課で は、人事係と庶務係に分けますところが相違点となります。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

次に2番、舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

2番、舟橋よしえ。

私からは3点、質疑の通告をいたしましたが、阿部議員の質疑と重複する部分が多くありますので、重複するところについては割愛をさせていただきます。

分掌事務について、現在の尾三消防本部の組織に関する規則第3条別表の文 書事務よりも増えている事務がありますが、相違点についてこの部分の説明が 先ほどありませんでした。この点について説明をお願いいたします。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

事務分掌の相違点につきましては、現消防本部総務課の人事庶務係では、明記されておりませんでしたが、実際に担当しておりました「職員の考課に関すること。」及び「退職手当組合及び共済組合に関すること。」を事務局総務課の人事係に掲げているところでございます。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

では、企画広報係に「広報尾三消防に関すること」が消えています。広域化後は、広報紙を発行しないこととした理由は何でしょうか。広報紙廃止に代わる広報の充実についてはどのようにお考えでしょうか。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長 (伊豆原正人)

消防の広域化により配付部数が増加する状況を踏まえ、予算削減を図るため 廃止いたしました。

これまでの「広報びさん消防」は、年2回発刊し、新年度の予算、決算状況、 火災や救急の出動件数、救命講習会や防火管理講習会などの案内が主流でございました。

これらの内容につきましては、各構成市町の広報誌の紙面をいただき、情報 を掲載していただくことやホームページの刷新に伴い閲覧しやすくしてまいり ます。

また、現在のホームページは、職員の手作りでありますが、次期ホームページにつきましては、業者に委託いたしまして最新のシステムでスマートフォン対応が可能となる予定でございます。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

事務局の職員体制は9人で、そのうち4名が構成市町からの職員派遣ということですが、構成市町は5市町なので、各1名の職員を受け入れるものだと思っていましたが、この点についてもう少しご説明をお願いいたします。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

組合構成5市町から行政経験豊富な派遣職員を各1名、計5名を受け入れることとなります。

組合事務局の事務を総括する事務局長を日進市より、事務局総務課の事務を 掌理する総務課長をみよし市より、事務局総務課人事担当の課長補佐を豊明市 より、同じく財務担当の課長補佐を長久手市より、計4名を組合事務局に受け 入れをいたします。

そして、議会事務部局兼監査委員事務部局の書記長を東郷町より受け入れを いたします。

現在のところ、任期を2年で役職名による輪番制をとっております。

◎議 長(山内勝利)

以上で「議案に対する質疑」を終わります。

これより討論に入ります。

議案第2号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

2番、舟橋よしえ。

賛成の立場で討論をいたします。

広域化に伴い、事務局を強化しようとするこの条例については賛成をいたします。ただ、第1条に掲げております地方自治法第158条第1項の規定には、内部組織の設置及びその分掌する事務については、「条例で定めるものとする。」という規定がございます。

この条例の中では、事務局の課の設置、その分掌する事務は「規則で定める。」としておりますが、規則は議会の議決を必要としません。

今回は賛成をいたしますけれども、今後、規則の内容が変わる場合には、必

ず議会の方に説明を事前にいただくということをお願い申し上げて、賛成討論といたします。

◎議 長(山内勝利)

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第2号「尾三消防組合事務局設置条例」は、原案のとおり決定すること に賛成の議員の起立を求めます。

○各議員(起立全員)

◎議 長(山内勝利)

起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長(山内勝利)

日程第8、議案第3号「尾三消防組合行政手続条例」を議題とします。 議案の説明を求めます。

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

議案第3号「行政手続条例」の制定について、ご説明いたします。

行政手続法の規定に基づき、行政運営における公正の確保と透明性の向上を 図り、消防機関が行う処分や行政指導及び届出の手続きに関して共通する事項 を定めることにより、住民の権利や利益を保護することを目的として制定する ものでございます。

内容につきましては、申請に対する審査基準や標準処理期間を定めることや、 申請に対して消防機関が申請者に不利益処分を行う場合の根拠を示すこと、聴 聞、弁明といった所要の手続きについて定めるもので、その他、必要な事項に つきましては、規則で別に定めるものでございます。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

ありがとうございました。

議案第3号については、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第3号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第3号「尾三消防組合行政手続条例」は、原案のとおり決定することに 賛成の議員の起立を求めます。

○各議員(起立全員)

◎議 長(山内勝利)

起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長(山内勝利)

日程第9、議案第4号「尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例」を議題とします。

議案の説明を求めます。

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

議案第4号、「尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」 について、ご説明させていただきます。

この条例を改正するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準 じ、職員の給与月額及び勤勉手当等の支給割合を引き上げるため改正の必要が あるものでございます。

すでに支給した平成29年12月の勤勉手当の支給割合について、再任用職員以外の職員は年間で0.1月分引き上げるため、第21条第2項第1号で6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の

95とし、12月のみ0.1月分引き上げるものです。

8級の特定管理職員については、6月に支給する場合100分の105、1 2月に支給する場合100分の115となります。

再任用職員は年間で0.05月分引き上げるため、同項第2号で6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45とし、当組合には該当者はおりませんが、再任用職員の特定管理職員についても0.05月分引き上げます。

その下の附則第9項は、55歳を超える特定管理職員を含めた管理職の1. 5%減額支給措置を規定しております。勤勉手当の引き上げに伴い、1.5%減額となるよう減額する割合を改正するものでございます。

次に、給料月額を平均で0.2%引き上げ、すべての給料表の改定を行うため、別表第1を改めるものでございます。

55歳を超える特定管理職員を含めた管理職の1.5%減額支給措置が平成30年3月31日をもって終了いたします。それらを規定した附則第5項から第9項を削ることに伴い、その条文を引用している第20条及び第21条からも削るものでございます。

併せて、同様に引用している育休条例及び勤務時間条例についても削る必要 があるため、附則で改正いたします。

次に、第1条関係で平成29年12月に支給した勤勉手当の支給割合のみを引き上げましたが、平成30年6月以降は6月と12月に振り分けるため、第21条第2項第1号及び第2号を改正し、再任用職員以外の職員は100分の90、特定管理職員は100分の110、再任用職員は100分の42.5、再任用職員で特定管理職員は100分の52.5に改めるものでございます。

この条例は公布の日から施行いたします。ただし、改め文の第2条関係は平成30年4月1日から施行いたします。

なお、改め文第1条関係の給料表の改正は平成29年4月1日、勤勉手当の 改正は平成29年12月1日に遡及して適用し、差額を職員に支給いたします。 以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

ありがとうございました。

議案第4号については、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第4号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第4号「尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」 は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員(起立全員)

◎議 長(山内勝利)

起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長(山内勝利)

日程第10、議案第5号「尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」 を議題とします。

議案の説明を求めます。

近藤次長。

○次長兼予防課長(近藤信之)

次長兼予防課長、近藤。

議案第5号「尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」。この案を提出いたしますのは、不特定多数の者の利用する防火対象物の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況について、消防法又は消防法施行令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができることを定めるため、改正する必要があるからでございます。

3枚おめくりいただき、改正の概要の主な改正点をご覧ください。

施行期日は、平成30年3月27日公布、平成31年4月1日の施行でございます。

以上で説明とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

質疑を許します。

11番、阿部憲明議員。

◇阿部憲明議員

11番、阿部憲明。

この条例は、火災予防の視点で大変重要だと感じます。近年の管内の火災発生件数は減少傾向とのことでありますが、日頃からのこうした備えが火災を防ぐ、あるいは延焼を防ぐことになると思います。

この条例の改正の趣旨が防火対象物の防火安全性の判断に資するため、この 条例を定め、防火対象物の消防用設備を規則で定めるとありますが、管内には 防火対象物としてどのような建造物が何件あるのか。また、防火消防用設備に は何を備えてなければならないのかお伺いいたします。

◎議 長(山内勝利)

近藤次長。

○次長兼予防課長(近藤信之)

次長兼予防課長、近藤。

尾三消防組合管内の平成29年4月1日現在延べ面積150㎡以上の防火対象物数で、物品販売店は日進市に112件、みよし市に110件、東郷町に71件、合計293件でございます。飲食店は、日進市に76件、みよし市に48件、東郷町に27件、合計151件でございます。

防火対象物の主な消防用設備等は、消火設備としまして、消火器、屋内消火 栓設備、スプリンクラー設備。警報設備では、自動火災報知設備、非常警報設 備。避難設備では、誘導灯、避難器具等がございます。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

阿部憲明議員。

◇阿部憲明議員

消防用設備等の状況について、消防法又は消防法施行令の規定に違反する内容として、管内の違反として、どのような内容があるのか。この検査はどのタイミングで実施されるのか。また、違反に対しての罰則規定はどのようかお伺

いします。

◎議 長(山内勝利)近藤次長。

○次長兼予防課長(近藤信之)

次長兼予防課長、近藤。

今回の公表に該当する把握している違反防火対象物は、8件で全てが自動火 災報知設備の未設置でございます。

次の質問の検査は、建物が完成した時と尾三消防本部査察規定に基づき定期、 臨時、特別査察を実施いたします。300人以上収容する特定防火対象物、遊 技場、老人入所施設等は、1年に1回査察を実施しております。

違反対象物は、防火対象物の名称、住所、公表の対象となる違反などを尾三 消防本部ホームページで公表をしてまいります。

以上です。

◎議 長(山内勝利)

阿部憲明議員。

◇阿部憲明議員

今回の条例で公表するということでありますが、この罰則規定から公表のみでは、あまりにもこの重要な案件に対して緩いのではないかと私は思います。 特に、万が一火災が発生した時に延焼を防ぐためにも反則金等の考えはどのようかお伺いします。

◎議 長(山内勝利)

近藤次長。

○次長兼予防課長(近藤信之)

次長兼予防課長、近藤。

対象となる防火対象物については、早期の是正指導を行い改善していくよう 促します。改善がなされない場合には、尾三消防組合消防法等違反の処理に関 する規程に基づき警告、命令の措置を進めてまいります。 反則金につきましては、命令に違反して消防用設備等を設置しなかった場合は、消防法第41条の規定に基づき1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となります。

◎議 長(山内勝利)

阿部憲明議員。

◇阿部憲明議員

もう1点、運用についてお伺いいたします。

指摘した違反等に対して、これの改善状況をどのようにして確認しているのか。この点についてお伺いいたします。

◎議 長(山内勝利)

近藤次長。

○次長兼予防課長(近藤信之)

次長兼予防課長、近藤。

私ども消防職員が現地に出向し、消防用設備に関する技術上の基準に適合しているか検査を実施してまいります。

◎議 長(山内勝利)

次に、舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

2番、舟橋よしえ。

議案第5号の第48条で新たに規定する「防火対象物の消防用設備等の状況 の公表」について2点質疑をいたします。

該当する防火対象物は、尾三消防組合の管内では8件ということですが、広域化後の5市町ではどうでしょうか。広域化後の市町別でどれだけになるのかお答えください。

もう1点、今回の改正は「防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の 判断に資するため」とありますが、公表方法はどのように行うのでしょうか。

◎議 長(山内勝利)

近藤次長。

○次長兼予防課長(近藤信之)

次長兼予防課長、近藤。

広域化後の市町別では、日進市が3件、みよし市が2件、東郷町が3件、豊明市が3件、長久手市が1件と把握しております。

公表方法につきましては、総務省消防庁通知により消防本部のホームページ への掲載により行うこととされていますので、尾三消防本部ホームページによ り公表してまいります。

以上です。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

消防庁の通知に従い、ホームページに公表するというは理解をいたしますが、ホームページに新たにそのような公表を始めているということを地域住民に知らしめることが必要ではないかと考えます。対象物の名称はホームページにのみ公表するとしても、構成市町の広報に公表していますと載せた方がよいと考えるが、これについてはいかがでしょうか。

◎議 長(山内勝利)

近藤次長。

○次長兼予防課長(近藤信之)

次長兼予防課長、近藤。

平成30年4月1日より、違反の建築物を公表する旨の制度周知を尾三消防本部ホームページに掲載してまいります。

構成市町の広報誌にも違反対象物公表制度の記事の掲載を依頼してまいります。

以上です。

◎議 長(山内勝利)

以上で「議案に対する質疑」を終わります。

これより討論に入ります。

議案第5号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第5号「尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案の とおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員(起立全員)

◎議 長(山内勝利)

起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長(山内勝利)

会議の途中ですがここで休憩としたいと思います。 ただ今から10時30分まで休憩といたします。

午前10時19分 ≪ 休憩 ≫

午前10時30分

◎議 長(山内勝利)

会議を再開します。

日程第11、議案第6号「尾三消防組合手数料条例の一部を改正する条例」 を議題とします。

議案の説明を求めます。

近藤次長。

○次長兼予防課長(近藤信之)

次長兼予防課長、近藤。

議案第6号「尾三消防組合手数料条例の一部を改正する条例」。

この案を提出しますのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部 改正に準じ、危険物製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査の手数 料を改正する必要があるからでございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

以上で説明とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

ありがとうございました。

議案第6号については、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第6号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第6号「尾三消防組合手数料条例の一部を改正する条例」は、原案のと おり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員(起立全員)

◎議 長(山内勝利)

起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長(山内勝利)

日程第12、議案第7号「尾三消防組合個人情報保護条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

議案の説明を求めます。

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

議案第7号「尾三消防組合個人情報保護条例等の一部を改正する条例」につ

いて、ご説明いたします。

この条例を改正するのは、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い改正の必要があるものでございます。

個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組 みの導入等に関する個人情報保護条例の見直しなどについて、保有する個人情 報の適正な取扱いの確保のために必要な措置を講ずるものでございます。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

ありがとうございました。

議案第7号については、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第7号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第7号「尾三消防組合個人情報保護条例等の一部を改正する条例」は、 原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〇各議員 (起立全員)

◎議 長(山内勝利)

起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長(山内勝利)

日程第13、議案第8号「消防事務統合に伴う尾三消防組合の関係条例の整備に関する条例」を議題とします。

議案の説明を求めます。

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

議案第8号「消防事務統合に伴う尾三消防組合の関係条例の整備に関する条例」です。

消防組織法第31条の規定により、豊明市及び長久手市の常備消防に関する 事務を尾三消防組合と共同して処理することとし、消防体制の整備及び確立を 図るため、関係する条例について改正する必要があるものです。

第1条から、尾三消防組合職員定数条例の一部改正は、広域化に伴い、定数 を210人から352人に改めるため、第2条第1号を改正するものです。

第2条、尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部改正です。

豊明市、長久手市職員の給与、育児休業、扶養親族、期末勤勉手当の取扱いや、豊明市職員の給料額について5年間、現給保障額として取扱うよう附則に 規定するため、附則第4項の次に経過措置10項を加えるものでございます。

第5項は、平成30年3月31日までにおける豊明市、長久手市職員の給与はそれぞれの条例の例により支払われるよう規定するものです。

第6項は、2市職員の職務の級及び号給の切り替えについて規定するものです。

第7項は、給与に関する制度の相違によって不均衡が生じている場合に、統合後において早期に所要の調整を行うよう規定するものです。

第8項は、統合前に育児休業を取得している職員、また職員の昇給の取扱い について、他の職員とのつりあいを失しないよう規定するものです。

第9項は、豊明市、長久手市の職員が統合前に欠勤、また90日を超える病気休暇などにより給与の減額をされている場合、統合後はこの条例による給与の減額とみなし、2市の条例により算出された額を給与から減ずるよう規定するものです。

第10項は、統合前の扶養親族の認定について、この条例の規定により認定 がなされたものとみなすよう規定するものです。

第11項は期末手当、第12項は勤勉手当の支給について規定しておりますが、次の6月に支給する期末勤勉手当は平成29年12月2日からが対象の期間となることから、平成29年12月2日以後、2市の職員であった期間を本組合の職員であった期間とみなすよう規定するものです。

第13項は、今ご説明させていただきました附則第5項から第12項に定めるもののほか、統合前に2市の条例の規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為は、この条例によりなされたものとみなすよう規定するもので

す。

第14項は、豊明市職員の平成30年3月31日現在の給与額を平成35年3月31日までの5年間、下回らないよう現給保障について規定するものです。第3条、尾三消防本部及び消防署設置条例の一部改正は、豊明消防署並びに長久手消防署を加えるため、第3条第1項の表を、南部出張所を加えるため、同条第2項の本則及び表を改めるものです。

第4条、尾三消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例。

第5条、尾三消防組合職員の分限に関する手続および効果に関する条例。

第6条、尾三消防組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例。

第7条、尾三消防組合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正は、豊明市、長久手市が統合前にそれぞれの条例の規定に基づきなされた処分等は、この条例の規定によりなされた処分等とみなすため、附則に規定するものです。

第8条、尾三消防組合火災予防条例。第1条は、組合を組織する地方公共団体に豊明市及び長久手市を加えるものでございます。

また、消防事務の統合前における経過措置として、附則第5項の次の第6項は、2市が統合前にそれぞれの条例の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすため規定するものです。

第7項は、2市の統合の前日に、それぞれの条例及び条例の一部を改正する 条例の附則に置かれた経過措置に関する規定の適用法律は、この条例により生 じたものとみなし、これらの規定中に適用を留保又は除外するものとして引用 されている2市の条例規定は、この条例に読み替えて規定する旨を定めるもの です。

第8項は、2市の統合日の前日までになされた行為や、みなし規定の場合の うち従前の例によることとされているものについて、この条例の施行日以後に した行為に対する罰則適用は従前の例とするため規定するものです。

第9項は、豊明市及び長久手市火災予防条例には台所に住宅用防災機器の設置義務がないため、統合前に建築された住宅及び現に工事中である住宅については、この条例の規定は適用しないこととするものです。

第9条、尾三消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正は、この条例で言う職員に該当しない者を第2条第3号に 規定しており、改正前は日進市、みよし市及び東郷町消防団員等公務災害補償 条例の適用を受ける者と規定されておりましたが、そこに豊明市及び長久手市 を加えるものでございます。

また、2市が統合前にそれぞれの条例の規定に基づきなされた処分等は、この条例の規定によりなされた処分等とみなすため、併せて附則に規定するものです。

- 第10条、尾三消防組合職員の定年等に関する条例。
- 第11条、尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例。
- 第12条、尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例。
- 第13条、尾三消防組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正 につきましても、豊明市、長久手市が統合前にそれぞれの条例の規定に基づき なされた処分等は、この条例の規定によりなされた処分等とみなすため、附則 に規定するものでございます。
- 第13条の尾三消防組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例の附則第5項は、豊明市の条例に罰則規定が無いため、長久手市のみを規定しております。
- 第14条、尾三消防組合手数料条例。消防事務の統合前における経過措置として、附則第3項の次に次の2項を加えるものでございます。

第4項は、消防事務の統合日の前日までに豊明市手数料徴収条例又は長久手 市使用料及び手数料条例の規定によりなされた処分、手続について、この条例 によるみなし規定とするものです。

第5項は、消防事務の統合日の前日までにした2市の条例に係る行為に関係 する罰則の適用については、2市の条例の例によることを定めるものです。

- 第15条、尾三消防組合職員の再任用に関する条例。
- 第16条、尾三消防組合情報公開条例も同様に豊明市、長久手市の経過措置 を附則に規定するものです。
- 第17条、尾三消防組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例。消防長の資格を定める第2条第2号に組合構成市町が規定されておりますが、そこに 豊明市及び長久手市を加えるものです。
 - 第18条、尾三消防組合個人情報保護条例。
 - 第19条、尾三消防組合職員の退職管理に関する条例。
- 第20条、尾三消防組合職員の降給に関する条例の一部改正につきましても 同様に豊明市、長久手市の経過措置を附則に規定するものです。

最後に、尾三消防組合証人等の実費弁償に関する条例。尾三消防組合情報公開・個人情報保護審査会の調査権限において、審査会が適当と認めて、その求

めに応じ出頭した者に対して、実費弁償を支給するため第2条第5号に規定しておりますが、引用している条文を訂正する必要があるため改めるものです。

これらの条例はすべて平成30年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

質疑を許します。

2番、舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

2番、舟橋よしえ。

第8条と第16条について、質疑をいたします。

第8条で規定する尾三消防組合火災予防条例の一部改正の条文中、新たに加える附則4項のうち、第9項について2点お聞きします。

1点目、豊明市内又は長久手市内の住宅における住宅用防災警報器等について、何を適用外としているのでしょうか。

2点目、この規定では特に期限を設けてありませんので、広域化後もずっと 適用外のままということになりますが、広域化を一つの契機として経過措置の 期間を設けるなどして現在の尾三消防組合区域内の住宅における規定に合わせ た方がよいのではないかと考えますが、そのような検討はなされたのでしょう か。

◎議 長(山内勝利)

答弁者、近藤次長。

○次長兼予防課長(近藤信之)

次長兼予防課長、近藤。

1点目ですが、既存住宅又は現に新築、増築、改築等の住宅に係る台所への 設置を適用外としております。

2点目ですが、消防広域化協議会消防部会予防分科会で豊明市内、長久手市 内の既存住宅又は現に新築、増築、改築等の住宅に係る台所への住宅用防災警 報器等の設置に関する事項を検討した結果、既存住宅又は現に新築、増築、改 築等の住宅に係る台所への設置については、従前の例によることと結論付けま した。 以上です。

◎議 長(山内勝利)舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

豊明市火災予防条例と長久手市火災予防条例をそれぞれ見ました。

そこでは確かに台所についての規定がありませんので、それを適用外とするということだと思います。今のご答弁の中で消防広域化協議会消防部会予防分科会にて検討したということですが、2市の条例を踏襲するということは分かります。それは、そういうことだろうと推測をいたしますが、となると広域化後、構成市町によって、住宅用防災警報器の設置基準に差があることになりますが、これは特に問題はないのでしょうか。

◎議 長(山内勝利)近藤次長。

○次長兼予防課長(近藤信之)

次長兼予防課長、近藤。

議員のおっしゃるとおり差がありますので、尾三消防本部ホームページ、広報会、防災訓練等で既存住宅等の台所に住宅用火災警報器の設置を呼びかけ、 火災予防に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

次に、第16条で規定する尾三消防組合情報公開条例の一部改正の条文中、 新たに加える附則3項のうち、第7項についてお聞きします。

1点目、「この条例の適用を受けないもの」とは、どのような公文書を指すのでしょうか。

2点目、現在の尾三消防組合情報公開条例において、今回の改正で加わる附 則第7項と同様の規定は存在するのか。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

「この条例の適用を受けないもの」の公文書につきましては、豊明市情報公開条例、平成13年12月26日制定。平成14年4月1日施行。及び長久手市情報公開条例、平成13年12月26日制定。平成14年4月1日施行。のそれぞれ施行日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書でございます。

また、現在の尾三消防組合情報公開条例において、今回の改正で加わる附則 第7項と同様の規定につきましては、附則第3項において、施行日前の開示の 申出を規定しております。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

以上で「議案に対する質疑」を終わります。

これより討論に入ります。

議案第8号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

2番、舟橋よしえ。

議案第8号について、賛成の立場で討論をいたします。

質疑をいたしました住宅用防災警報器等設置基準が現在の尾三消防組合と、 豊明市、長久手市とでは異なる点については、豊明市、長久手市それぞれの火 災予防条例を尊重し、広域化後もそれを踏襲するということについては一定の 理解はいたします。

基準を統一するには、協議を十分に行うことが必要でしょうし、時間的な余裕もなかったのではないかと推察いたします。

設置基準に差があることは認めていただいていますが、問題がないかについては明確なご答弁がありませんでした。

これについては広域化後の宿題として、改めて協議いただくことを要望し、 賛成討論といたします。

◎議 長(山内勝利)

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第8号「消防事務統合に伴う尾三消防組合の関係条例の整備に関する条例」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員(起立全員)

◎議 長(山内勝利)

起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長(山内勝利)

日程第14、議案第9号「平成29年度尾三消防組合一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

議案の説明を求めます。

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

議案第9号「平成29年度尾三消防組合一般会計補正予算(第3号)」の説明 をいたします。

予算の総額から歳入歳出それぞれ4千312万4千円を減額し、総額を22 億6千350万8千円とするものでございます。

主な内容といたしましては、款7項1目1「繰入金」を歳出の減額補正に伴

い7千240万4千円減額。また、款9項1目1「諸収入」は、12月定例会に上程した補正予算(第2号)の事業で、豊明市及び長久手市にご負担いただく部分について計上するため、消防広域化準備事業負担金、2千831万1千円を増額しております。

次に歳出の内容としましては、款1項1「議会費」で7万9千円の減額。款2項1「総務管理費」で3千869万5千円の減額。款3項1「消防費」で435万円の減額となり、予算の総額から歳入歳出それぞれ4千312万4千円を減額し、総額を22億6千350万8千円とするものでございます。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

質疑を許します。

2番、舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

2番、舟橋よしえ。

2点質疑いたします。

補正予算書11ページの歳入、款9項1目1「消防広域化準備事業負担金」 2千842万4千円について、2点お聞きします。

1点目、豊明市、長久手市の負担金額はそれぞれどれだけでしょうか。

2点目、消防広域化準備事業における尾三消防組合、豊明市、長久手市の負担割合は、どのようかお答えください。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

豊明市、長久手市の負担金額につきましては、豊明市が1千672万円。長 久手市が1千170万4千円でございます。

次に、消防広域化準備事業における尾三消防組合、豊明市、長久手市の負担 割合につきましては、印刷製本費、例規更新整備及び議場設備整備のような共 通事業経費は、3団体の均等割。OAネットワーク設計設定のような豊明市及 び長久手市のみ該当する事業は、2市での均等割。OA機器借上は、借上げる パソコンの台数割とし、事業毎に按分方法を定め、それぞれ算出いたしました 額を積み上げております。

以上です。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

再質疑いたします。

消防広域化準備事業負担金が豊明市は1千672万円。長久手市が1千170万4千円とのことですが、尾三消防組合はこの消防広域化準備事業にどれだけを支出しているのでしょうか。

また、前定例会において、補正予算(第2号)の歳出に計上されていたOA機器借上料22万1千円は、この負担金に含まれているということで間違いないでしょうか。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

当消防組合の負担額につきましては、2千78万3千円でございます。

OA機器借上料の22万1千円につきましては、ご質問いただいた負担金に 含まれております。

◎議 長(山内勝利)

以上で「議案に対する質疑」を終わります。

これより討論に入ります。

議案第9号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第9号「平成29年度尾三消防組合一般会計補正予算(第3号)」は、原 案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員(起立全員)

◎議 長(山内勝利)

起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長(山内勝利)

日程第15、議案第10号「平成30年度尾三消防組合一般会計予算」を議題とします。

議案の説明を求めます。

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

議案第10号「平成30年度尾三消防組合一般会計予算」について、説明を させていただきます。

予算書の2ページと3ページをご覧ください。

平成30年度は広域化により増額となり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ35億1千7万1千円でございます。

10ページ及び11ページをご覧ください。

歳入の主なものは、款1項1目1、各構成市町からの分担金で、34億4千398万6千円です。右側のページにございます各市町の負担割合及び金額につきましては、4月1日に施行されます組合規約の附則第4項に基づき、平成28年度の組合市町のそれぞれの常備消防の決算額、公債費を除く経常経費の割合で算出した額で、日進市は8億3千551万2千円、みよし市は7億1千30万2千円、東郷町は5億3千976万6千円、豊明市は7億2千536万2千円、長久手市は6億3千304万4千円となっております。

日進市、みよし市及び東郷町は公債費分を含んでおります。次に歳出です。

14ページと15ページをご覧ください。

款1項1「議会費」は、広域化により組合議員の定数が変わることに伴い、報酬、旅費、使用料及び賃借料など、計46万円の増額となっております。 次に款2の総務費です。

歳出につきましては、14ページからの総務費が全体の9割を占めており、17ページの款2項1目2節2「給料」で12億7千152万8千円。節3「職員手当等」で10億4千683万3千円。19ページの節4「共済費」で6億6千948万1千円など、豊明市及び長久手市職員を含めました人件費に係る部分が主なものでございます。

新規の事業として計上しておりますのは、17ページ上段にございます款2項1目1節13のホームページリニューアルで、現行のホームページを一新し、検索機能などを備えた閲覧しやすいものにリニューアルするもの。第8次消防力整備計画の策定業務委託は、平成31年度から先10年間について、基本構想に基づく部門ごとの目標、施策を体系化し、その推進計画を明らかにするため、新年度早々にプロジェクトチームを立ち上げて作業を進めるため委託するものでございます。

節14の庶務管理システム借上料は、職員の厳正な勤務時間管理を行うため IT化するもので、休暇、時間外勤務、振替勤務、特殊勤務などについて管理 するものでございます。

システムの保守料につきましては節13のパソコン保守料に含んでおります。 21ページ下段の目4節13の公共施設等総合管理計画策定業務委託料は、 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため計上するものでございま す。

エレベーター保守点検委託料は、広域化により加入する豊明市の豊明消防署 にエレベーターが設置されておりますので、適正に維持管理するため、保守委 託するものでございます。以上が新規事業の主なものとなっております。

その他事業に関しましては、実施計画等に基づき整備、更新または借上げ等を行うもので、事業自体は例年と大きく変化はございませんが、豊明市及び長久手市分を含めて計上しておりますので、予算額としましては増額となっております。

款2「総務費」全体では、31億7千420万5千円で、前年比12億3千484万1千円の増額となっております。

款3「消防費」は、2億5千37万8千円で8千376万円の増額となります。

広域化に伴う豊明市、長久手市の加入により、増額したものでございます。 平成30年度において、救急車両等の更新事業はございません。

36ページと37ページをご覧ください。

款4「公債費」で7千886万3千円。

項1目1の元金は7千301万3千円で1千840万8千円の減額、目2の 利子は585万円で194万9千円の減額となっております。

38ページと39ページをご覧ください。

款5「予備費」は500万円で100万円の増額となっております。

以上、歳入歳出予算の総額は、それぞれ35億1千7万1千円でございます。 以上で議案第10号の説明とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

質疑を許します。

11番、阿部憲明議員。

◇阿部憲明議員

11番、阿部憲明。

予算説明書10ページ、歳入の款2項2目1「手数料」について質問いたします。

尾三消防組合において、どのような申請手続きに手数料が発生するか内容を 説明してください。

◎議 長(山内勝利)

近藤次長。

○次長兼予防課長(近藤信之)

次長兼予防課長、近藤。

危険物関係申請手数料は、危険物施設を新たに設置しようとするとき及び施設の位置、構造又は設備を変更するときなどに必要となります。

また施設、危険物の貯蔵最大数量等により手数料が異なってまいります。

完成検査前検査は、危険物タンクの漏れ、変形、溶接部検査等を施設が完成 する前に実施するものです。

保安検査は、容量10、000KL以上の特定屋外タンク貯蔵所に係る構造

及び設備に関する事項を8年に1回検査するものでございます。

そういった時に手数料が必要となってまいります。

検査は、消防職員又は危険物保安技術協会に委託し実施いたします。 以上です。

◎議 長(山内勝利)

阿部憲明議員。

◇阿部憲明議員

申請時に尾三消防組合へ手数料を納めますが、申請書に基づいた内容と施設が合致しているのか、そうした現地確認は、どのように行われているのかお伺いします。

◎議 長(山内勝利)

近藤次長。

○次長兼予防課長(近藤信之)

次長兼予防課長、近藤。

職員が申請に関する部分について現地検査を行い、危険物に関する技術上の 基準に適合しているか検査してまいります。

以上です。

◎議 長(山内勝利)

阿部憲明議員。

◇阿部憲明議員

通告をしていませんので、答えることができたらお願いしたいのですが、手数料4千109円は、少ないように思えますが、この申請の内容と金額が分かっておればお答えいただきたい。

◎議 長(山内勝利)

近藤次長。

○次長兼予防課長(近藤信之)

次長兼予防課長、近藤。

手数料、401万9千円の件でございましょうか。

先ほど、ご説明させていただきました消防法で規制します危険物の許可施設の手数料だとか、工事を伴う場合の変更許可申請手数料、そういったものがこの401万9千円でございます。

以上です。

◎議 長(山内勝利)

阿部憲明議員。

即答でご答弁は難しいと思います。また確認させてください。

◎議 長(山内勝利)

次に2番、舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

2番、舟橋よしえ。

議案第10号について、3点質疑を通告しております。1つずつ分けてお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

まず予算書17ページ。歳出、款2項1目1 節13「第8次消防力整備計画 策定業務委託料」885万6千円について。

この策定はどのような組織、メンバーで行うのでしょうか。また、この計画は自治体の総合計画にあたる最も重要な計画であり、どこの自治体でも総合計画策定においては市民参画に取り組んでいます。そのことを踏まえますと、消防力整備計画の策定過程における地域住民の参画については、パブリックコメント等、どのように市民参画を考えておられるのかお願いします。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長 (伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

第8次消防力整備計画の策定につきましては、尾三消防組合消防力整備計画

策定要綱に基づき、当消防組合の所属長以上で組織する策定委員会、各所属から任命された職員で構成する作業部会、この作業部会の補助機関として、各所属から指名された職員で構成する専門部会により原案を策定いたします。

また、策定委員会を設置後、速やかに第3者機関による第8次消防力整備計 画策定業務委託の契約を締結し、策定を進めてまいります。

さらに第8次消防力整備計画の策定にあたりましては、構成市町の担当部局の部課長で組織する「担当部課長会議」で協議するとともに構成市町の首長で構成する「協議会」へ提案をしてまいります。

なお、パブリックコメント等地域住民の参画につきましては、現段階では検 討をしておりませんが、「担当部課長会議」等で御意見を伺いながら、進めてま いりたいと思います。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

第8次消防力整備計画策定について、3点再質疑をいたします。

策定委員会の他に、作業部会、専門部会、担当部課長会議、協議会といくつもの会議体の名前が出てまいりましたが、策定委員会の下に作業部会があり、その下に専門部会があって、ここで原案を作るということは今のご答弁で分かりました。

しかし、策定委員会と担当部課長会議との関係がよく分かりません。そこの ところを分かるようにご説明ください。

次に、策定期間、策定委員会の開催回数はどのように考えておられるでしょうか。

そして、策定委員会については、会議開催日を事前にホームページで公表し、 傍聴を認めることが望ましいと考えますがいかがでしょうか。

◎議 長(山内勝利)伊豆原総務課長。

○総務課長 (伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

1点目でございますが、「策定委員会」が計画を策定する過程におきましては、 組合構成5市町の担当部局からのご意見も聞いていく必要があると考えており ます。担当部課長会議でいただいた意見を策定委員会に上げ、さらに検討し、 より良い計画としてまいりたいと考えております。

2点目でございますが、「策定期間」につきましては、平成30年度であり、 「策定委員会の開催回数」につきましては、必要に応じ開催するもので定期に 開催するものではございません。

3点目でございますが、大変申し訳ございませんが、策定委員会は、当組合 内の会議で、消防・救助業務、救急業務、指令業務、予防業務等、消防に特化 した消防力整備計画の原案を策定いたしますので、会議開催日を掲載する予定 はございません。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

次に、通告した2点目の質疑です。

予算書34ページ。歳出、款3項1「消防費」のところです。目10「豊明消防署費」1千216万8千円。目11「南部出張所費」295万円。目12「長久手消防署費」910万5千円について。

現在の尾三消防組合管内の各署所費は、救急車両が1台増える日進消防署以外は前年度比減の予算計上となっています。豊明消防署費、南部出張所費、長久手消防署費については、今年度予算と比較してどのようか。つまり尾三消防組合管内の署所と同じように減額をした計上なのかお聞かせください。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

豊明消防署費、南部出張所費及び長久手消防署費につきましては、大半が経

常的経費でございます。

その中でも非常に大きなウェイトを占めます項目が、車両燃料費と光熱水費 になります。

車両燃料費につきましては、豊明、長久手両消防本部に設置されていない自家用給油取扱所が、当尾三消防本部にはございますので、車両走行訓練などの機会をとらえ、必要に応じ尾三消防本部で給油することとし、全各署所の車両燃料費を精査いたしました。

また、豊明消防署につきましては、地熱空調システム設置に伴い、ガス空調 に係る費用が抑えられております。

この結果、概算ではございますが、平成29年度予算額と平成30年度予算額を比較いたしますと、豊明消防署及び南部出張所が約200万円の減額、長久手消防署が約30万円の減額計上となっております。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

豊明消防本部、長久手消防本部ではそれぞれに市民向けの催しをこれまで行ってきておられます。豊明市を例にとると、2月に文化財防火デー消防訓練、普通救命講習会、3月に消防体験フェア、親子で学ぶ防火防災体験ツアーを今年度は実施されています。平成30年度については、このような催しは実施されるのでしょうか。それらの費用はこの予算に含まれているのかお答えください。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長 (伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

例年実施されております普通救命講習会等のような住民向けの催しにつきま しては、引き続き実施してまいります。

また、豊明市消防本部において実施されました「防火防災体験ツアー」につ

きましては、啓発活動として非常に効果の高い事業でございますので、平成3 0年度におきましては、実施回数を3回計画しております。

予算につきましては、消防本部予防課で計上させていただいておりますので、 豊明、長久手両消防署の予算には含まれておりません。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

通告した質疑の3点目です。

予算書42ページの給与費明細書の一般職昇給の表について。

昇給に係る職員303人のうち、尾三消防組合、豊明市消防本部、長久手市 消防本部からの人数はそれぞれ何人かお答えください。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

昇給に係る職員303名の内訳につきましては、尾三消防組合183名、豊明市消防本部64名、長久手市消防本部56名でございます。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

次に9番、加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

9番、加藤。

それでは、6点質問します。

最初は歳入の款5項1「財産運用収入」、目1「財産貸付収入」です。

庁舎等賃貸料237万4千円が計上されていますが、これはどこの建物で、 貸出先と目的が何かをお答えください。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

庁舎等賃貸料につきましては、職員の福利厚生を目的に、各消防署及び出張 所庁舎に設置しております飲料用自動販売機の設置場所の貸付料でございます。 貸出先につきましては、自動販売機の設置メーカーであります「コカ・コーラ イーストジャパン株式会社」でございます。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

舟橋議員も質問しましたので、似たところは省略しますが、款2「総務費」 項1「総務管理費」目1「一般管理費」の中に、第8次消防力整備計画策定業 務委託料885万6千円が計上されています。

平成21年から30年度を期間とする第7次整備計画があるが、同計画で挙 げた課題のうち、概ね達成できた事項と課題が残された事項には何があるかお 伺いします。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

概ね達成できた事項につきましては、救急出動時における救急救命士2名乗車や薬剤投与が可能な救急救命士の養成。指令業務では、消防救急無線のデジタル化や外国人からの119番通報に対応するシステムの構築などが挙げられます。

また、残された事項につきましては、指揮体制及び火災調査体制の強化があげられますので、次期計画の中に盛り込んでまいりたいと思います。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

第8次計画の策定にあたり、現在庁舎内でどんな議論がなされているか。次 年度から策定委員会等を設置し、議論していくということなので、そのことに ついて答弁していただけますか。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

第8次消防力整備計画の策定にあたって具体的な議論はなされておりませんが、新年度早々に策定事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

策定業務を外部に委託することはやむを得ないと思いますが、庁舎内で問題 点を抽出して議論するということをやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

款 2 「総務費」項 1 「総務管理費」目 2 「人事管理費」職員給料 1 2 億 5 千 1 3 4 万 7 千円。

議案質疑を届けたまま読ませていただきますと、予算説明書41ページの表を見ると、職員1人当たりの給与が29年1月1日現在、平均給料月額29万9千131円、平均給与月額39万5千295円であったのに対し、30年1月1日現在ではそれぞれ30万5千443円、42万7千827円と大幅に上がっている。上がった理由は何かというように届けた訳ですが、その後数字の

訂正がなされて、29年1月1日現在の平均給料月額が29万9千784円、 平均給与月額が41万9千591円ということで、大幅な引き上げということ ではないかもしれませんが、その上がった理由というものを説明していただけ ますか。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

主な増額の要因につきましては、平成29年12月議会におきまして、ご承認いただきました給与改正に伴う基本給の増額、それに伴う地域手当の増額、出動件数の増加に伴う時間外勤務手当の増額、職員の子の出生数増加に伴う扶養手当の増額などでございます。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

30年度の平均給料月額、平均給与月額をいくらと見込み予算編成したか。 また、消防広域化組合にあたり、尾三消防組合、豊明市、長久手市職員の給与 のばらつきを、どのような方針で統一したかお伺いします。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

平成30年度平均給料月額につきましては、30万6千244円、平均給与 月額につきましては、43万1千475円を見込み予算編成いたしました。

また、消防の広域化に伴います給与の統一方法でありますが、現給保障する こととし、年齢や経験年数のほか、現在の階級及び役職を考慮し、人事給与分 科会において調整を図りました。 以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

やはり予算書等に記載された数値は、しっかりチェックをしていただきたい。 特に給料といった数字が違っていると誤解を招くと思いますので、よろしくお 願いします。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

大変申し訳ございませんでした。確認をしておりましたが、平成29年1月 1日現在の各月額につきましては、前年度予算書の転記処理をさせていただい たのみでございました。

今回の質疑をいただきまして、改めて平成29年1月1日現在の各月額を計算したところ、誤りに気付いたものでございます。

今後につきましては、今以上にチェック体制を強化し、ミスのないよう事務 を進めてまいります。

本当に申し訳ございませんでした。

以上です。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

次に、款2「総務費」項1「総務管理費」目2「人事管理費」の中に、派遣職員受入負担金として、5千920万9千円があります。

組合構成5市町からの派遣職員受け入れと思いますが、どのような職務をどのように担当するのかお伺いします。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

組合構成5市町から行政経験豊富な派遣職員を各1名、計5名を受け入れることとなります。

職務につきましては、組合事務局の事務を総括する事務局長、事務局総務課の事務を掌理する総務課長、事務局総務課人事担当の課長補佐、同じく財務担当の課長補佐、そして、議会事務部局兼監査委員事務部局の書記長となります。 以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

構成市町から5人の職員派遣を受け入れることは、職員定数の関係から5人の組合職員を構成市町に派遣すると、こう理解してよろしいですか。

◎議 長(山内勝利)

伊豆原総務課長。

○総務課長(伊豆原正人)

総務課長、伊豆原。

組合からの派遣職員につきましては、消防広域化協議会の決定を受け7名の 職員を派遣いたします。

内訳といたしましては、日進市、みよし市及び東郷町へは各1名、豊明市及び長久手市につきましては、豊明、長久手両消防署で行ってまいりました消火 栓や防火水槽等に関する水利事務や消防団事務等を、平成30年4月からは市 役所へ事務移管することとなりましたので、防災部局との連携強化を図るため、 各2名を派遣することとなります。

なお、職員定数につきましては、構成市町からの受入れ職員は算定いたしませんので、職員定数が増減することはございません。

以上でございます。

◎議 長(山内勝利)加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

次の質問に移ります。

款3「消防費」項1「消防費」目1「消防費」の中に、救急用資機材整備事業1千485万5千円。ドライブレコーダ整備事業108万6千円とありますが、今回購入する救急用資機材の内訳はどのようか。今回何台の車両にドライブレコーダを設置する予定か。また、現在のドライブレコーダの設置状況はどのようかお伺いします。

◎議 長(山内勝利)石川次長。

○次長兼消防課長(石川敦司)

次長兼消防課長、石川。

はじめに、救急車に積載する救急用資機材整備事業からご説明いたします。

生体監視用モニター2台。これは救急の現場活動おいて急病人等の心電図や 血液中のデータを観察する機器でありまして、AED機能も備えた機器であり ます。本部と東郷消防署の救急車に積載されている機器を更新整備するもので、 予算額は1千84万5千円です。

次に、主に心肺停止の傷病者に使用する自動の人工呼吸器で予算額は118 万8千円です。また呼吸状態に異常が認められるときに、気道を確保する喉頭 鏡という器材を2器、予算額は56万2千円です。

次に、防刃ベスト29着であります。これは刃物による自傷他害等の現場活動時に隊員の身体を刃物から守るものであり、予算額は178万5千円で更新整備するものでございます。

以上4点が救急車に積載する器材でございます。

最後に本部庁舎の玄関に設置するAEDが予算額47万5千円で以上5点が 教急用資機材整備事業の内訳となります。

続きましてドライブレコーダについてご説明いたします。

平成30年度は、28台の設置を予定しております。

内訳としまして、現在の尾三消防本部の車両が16台。豊明市消防本部の車両12台となります。

ドライブレコーダの設置状況といたしましては、尾三消防本部が42台中26台に設置。豊明市消防本部は23台中11台に設置。長久手市消防本部は全車両の15台に設置されている状況でございます。

なお、30年度の設置ですべての車両に設置が完了となります。 以上、説明とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

生体監視用モニター2台を更新するということで、予算額1千84万5千円との答弁で、かなり高額な機器だと思いますが、この機器はすべての救急車に搭載されているのか。また、救急車購入時に標準的に搭載されている機器なのかお伺いします。

◎議 長(山内勝利)

石川次長。

○次長兼消防課長(石川敦司)

次長兼消防課長、石川。

生体監視用モニターにつきましては、すべての救急車に積載されております。 また、この機器は救急車購入時に標準的に搭載されているものでございます。 以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

最後の質問として、款3「消防費」項1「消防費」目1「消防費」の中に、 指令施設保守委託料1千830万1千円。通信施設保守委託料142万7千円。 デジタル無線保守委託料1千197万3千円とあります。

これらの委託内容と委託先はどのようかということと、3つの委託業務はそれ ぞれ独立した業務なのかお伺いします。

◎議 長(山内勝利)

中野指令課長。

○指令課長(中野一俊)

指令課長、中野。

指令施設保守委託と通信施設保守委託、デジタル無線保守委託の委託内容についてお答えします。

指令施設保守委託は、指令装置、指揮台、表示盤等の消防指令センターの指令システム維持管理のため、365日24時間対応で保守を行うものです。

通信施設保守委託は、消防本部各署所間の内線電話や、IP電話及びLANなど、情報通信のネットワークのシステムを維持管理するため保守業務を行うものです。

デジタル無線保守委託は、デジタル無線設備として、基地局無線、車載無線、 電源設備等を安定的に維持管理するため365日24時間対応で保守業務を行 うものです。

指令施設保守委託と通信施設保守委託、デジタル無線保守委託の委託先については、システムの開発業者である沖電機でなくては、保守ができないので、その設計、機器設置を請け負った代理店である株式会社TTKに委託する予定でございます。

3つの委託業務は、それぞれ独立した業務でございます。

◎議 長(山内勝利)

加藤芳文議員。

◇加藤芳文議員

質問ということではないが、デジタル無線の談合に関わった株式会社TTK、あるいは沖電気が、この3業務を随意契約で委託するということですが、やはり違約金を払ってから、前のことを透明化してから、こうしたことをやっていってもらいたいと思います。予算としてはやむを得ないと思いますが、注文を

付けて私の質問を終わります。

◎議 長(山内勝利)

阿部憲明議員。

◇阿部憲明議員

訂正をさせてください。

先ほど、私が手数料のことについて質問いたしました。金額は課長の言われたように401万9千円です。

以上です。

◎議 長(山内勝利)

以上で「議案に対する質疑」を終わります。

これより討論に入ります。

議案第10号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

◎議 長(山内勝利)

2番、舟橋よしえ議員。

◇舟橋よしえ議員

2番、舟橋よしえ。

議案第10号について、賛成の立場で討論いたします。

平成30年度の予算は、広域が初年度ということで、今年度予算と比較して、約1.5倍強の予算規模となってはおりますが、車両の更新を行わず、広域化に伴う関連予算以外のところ、特に予防費、指令費では前年度よりも減額の予算計上がなされるなど、広域化に伴う効率化という観点から経費節減を強く意識された予算であると感じております。

実際、現構成3市町の公債費分を除く分担金を前年度と比較をしたところ、 0.5%減となっていることからも、それは言えると思います。

さて、今回の予算審査では、消防費のところで豊明消防署費、南部出張所費、 長久手消防署費についても審査を行わねばならず、どのように判断をすれば良 いのか悩みました。豊明消防本部と長久手消防本部に、この週末に出向き、建 物の規模や車両等について目視をしてまいりましたが、質疑を通して現尾三消 防本部の署所と同様に減額の予算計上であることを確かめることができました。 豊明市と長久手市の担当部局にご協力いただかないと分からなかったと思い

ます。ありがとうございます。

また、私が豊明消防本部を訪れたのは一昨日の日曜日のお昼頃だったのですが、幼い子を連れた家族連れが4組訪れており、市民に開かれた劇場型消防庁舎であることを実感いたしました。

このような消防署が広域化によって尾三消防組合に加わることで、署所同士 が刺激をしあい、住民サービスの更なる向上を期待したいと思います。

また、来年度事業の中で、第8次消防力整備計画の策定は大変重要です。これまでの尾三消防では計画策定に市民参画を実施してきておらず、いきなり進めてくださいと言っても難しいかもしれませんが、策定委員会の傍聴ができないのであれば、少なくとも会議録の公開は行っていただきたいと考えます。消防広域化においては協議会の会議録をホームページに公開いただいたことにより、広域化に対する理解は大変深まったと思います。これと同じように消防力整備計画の策定についても、その経過が分かるように会議録をホームページに公開いただきますよう強くお願いをいたします。その上でパブリックコメントの実施をしていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

最後に、緊急に対応する必要がある事業が生じた場合には、初年度ということで基金がなく、補正予算で対応するしかないということですが、そのようなことが起こらないのが一番良い訳ですが、しかし想定はしておくべきであると思います。年度の早い時期から検討をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、意見を申し上げ、平成30年度予算に賛成の討論といたします。

◎議 長(山内勝利)

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第10号「平成30年度尾三消防組合一般会計予算」は、原案のとおり 決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員(起立全員)

◎議 長(山内勝利)

起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長(山内勝利)

日程第16、議案第11号「監査委員の選任について」を議題とします。 議案の説明を求めます。

小野田管理者。

○管理者(小野田賢治)

管理者、小野田。

議長のご指名がございましたので、上程いたしました議案第11号について、 ご説明申し上げます。

この案を提出するのは、平成26年3月から4年間の長きにわたり選任されましたみよし市の冨田義親氏の任期が平成30年3月26日をもちまして満了となるため、新たに尾三消防組合規約第9条第2項の規定に基づき、人格が高潔で財務管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する東郷町の柘植豊彦氏を選任しようとするもので、地方自治法第196条の規定に基づき、組合議会の同意を得る必要があるからであります。

以下、経歴等につきましては、次のページに添付させていただいております。 以上でございます。

◎議 長(山内勝利)

議案第11号については、質疑の通告がございませんでしたので、これより 計論に入ります。

議案第11号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第11号「監査委員の選任について」は、原案のとおり決定することに 賛成の議員の起立を求めます。

○各議員(起立全員)

◎議 長(山内勝利)

起立全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長(山内勝利)

日程第17 議員提出議案第1号「尾三消防組合議会運営委員会条例の一部 を改正する条例」を議題とします。

議案の説明を求めます。

8番、星野靖江議員。

◇星野靖江議員

8番、星野靖江。

議員提出議案第1号「尾三消防組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この案を提出するのは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第31条の規定により、豊明市及び長久手市の常備消防に関する事務を尾三消防組合と 共同して処理することに伴い改正の必要があるものでございます。

広域化後、議会運営委員会の委員は4月18日の臨時会まで6人、それ以降 は5人になります。

これにより、第3条の委員の定数を5人に改め、臨時会が開催される日に適 用するよう附則に規定するものでございます。

第5条のただし書きは、閉会中においても委員の選任が可能となるよう規定 する必要がございますので、加えるものです。

第11条は字句を整理するものでございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上、議員提出議案第1号の説明とさせていただきます。

◎議 長(山内勝利)

議員提出議案第1号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、 これより討論に入ります。

議員提出議案第1号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決を致します。

議員提出議案第1号「尾三消防組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員(起立全員)

◎議 長(山内勝利)

起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長(山内勝利)

これを持ちまして、定例会に付されました議案の審議はすべて終了いたしました。

お諮りします。

今議会において、議決されました議案の条項・字句・数字・その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご 異議ございませんか。

◇各議員(異議なし)

◎議 長(山内勝利)

異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字・その他整理を要するものについては、その整理 を議長に委任することに決定しました。

◎議 長(山内勝利)

日程第18、管理者あいさつ。 小野田管理者。

○管理者(小野田賢治)

閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

先ほどは、上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、 原案どおり議決をいただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。 さて、平成29年度もいよいよ大詰め、残り5日となってまいりました。

この一年、議員の皆様方には、各般にわたりご指導を賜り、各事業を滞りなく遂行できましたことに対しまして、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、議決をいただきました消防広域化後の平成30年度予算につきましては、適切な執行を行うとともに、効率の良い消防行政を推進してまいりますので、今後も尾三消防組合の運営につきまして、より一層のご指導を頂きますようお願い申し上げます。

最後に、本年度も残りわずかとなりますが、議員の皆様方におかれましては、 健康管理にご留意いただき、ますますご活躍されますようご期待申し上げまして、 閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎議 長(山内勝利)

閉会にあたり、私からもごあいさつを申し上げます。

先程は、本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、適切な議決をされましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

小野田管理者をはじめ、当局の皆様には、議決しました議案の適切な執行をお願いします。

さて皆様方には、この1年間、尾三消防組合議会に対しまして、ご支援、ご協力を賜り、お蔭さまを持ちまして無事、議長の要職を務めることができましたことに、心より感謝申し上げます。

冒頭にも申し上げましたように、いよいよ豊明市、長久手市を含む広域化が スタートいたします。

議員の皆様方におかれましては、これからの5市町の消防行政が発展するように、しっかり討論いただきたいと思います。また同時に各地区の代表であるということを自覚いただき、協力をいただきたいと思います。

本当に1年間ご苦労様でした。ありがとうございました。

◎議 長(山内勝利)

これをもちまして、平成30年3月尾三消防組合議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

●書記長(村瀬周孝)

ご起立をお願いいたします。

一同、礼。ご着席願います。

●書記長(村瀬周孝)

事務局より、ご連絡いたします。

この1年間、尾三消防組合議会に対しまして、ご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

先日、議員報酬の振込みつきまして、ご案内をさせていただきました。振込 日は3月30日となります。よろしくお願いいたします。

以上でございます。大変ありがとうございました。

上記議事録が正確であることを署名する。

平成30年3月27日

議長

山内脉剂

議事録署名者 近藤 鏡 治

議事録署名者呈生产清江